

仕様書（案）

1 件名

旧永田町小学校関係資料デジタルアーカイブ等制作業務

2 業務の目的

本業務は、旧永田町小学校に関する歴史的価値及び地域における記憶を次代へ継承するため、オーラルヒストリー映像の制作、校舎及び関係資料のデジタルアーカイブ化等を実施し、当該施設に係る記録を整理及び保存する。あわせて、これらの成果を活用し、AR（拡張現実）やVR（バーチャルリアリティ）等を含む将来的な活用を見据えたデジタルコンテンツとして整備することにより、歴史及び記憶の継承・発信に資する基盤の構築を目的とする。

3 業務実施の背景

旧永田町小学校は閉校後、学校施設としての使用を終了しており、区では将来の行政需要への対応の観点から、当該校舎を解体する方針を決定している。

一方で、校舎の解体をめぐっては、区民や関係者からさまざまな意見が寄せられ、区議会の常任委員会等においても議論が行われてきた。こうした経緯を踏まえ、区では、校舎解体を前提としつつ、学校及び校舎が有してきた歴史的経緯や地域における記憶を整理し、将来に引き継いでいくことを重要な課題として位置付けている。

このため、建物の姿や空間、学校の歩み、関係者の記憶及び資料等について、解体前に必要な記録を行い、デジタルの形で整理・保存する取組みを進めることとしている。なお、本業務は、校舎そのものの保存又は活用を前提とするものではなく、解体前に必要な記録を整理し、将来にわたって参照可能とすることを目的として実施するものである。

4 対象施設の概要

旧永田町小学校校舎は、昭和12（1937）年に東京市の設計により竣工した学校建築である。構造は鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）とし、地下1階・地上3階（一部4階）建てで構成されている。関東大震災後に策定された耐震・耐火構造規格に基づき、当時の公立小学校校舎の標準仕様を踏まえ、採光、換気及び衛生面に配慮した計画となっている。

同校舎は、敷地条件を考慮した配置及び平面計画が採られており、空間構成や開口部の設け方、外観意匠などにおいて、昭和初期の学校建築に一般的に見られる構

成が用いられている。また、体育館及び講堂を含む諸室が用途ごとに整理され、教育活動に必要な機能が校舎内に配置されている。

設備面では、竣工当初から給食室を備えていたほか、暖房設備を含む基本的な設備が整備されていた。本校舎は、戦前期に東京市が進めた鉄筋コンクリート造小学校整備の一例であり、昭和初期の学校建築における構造形式、平面構成、設備計画及び意匠の傾向を確認することができる。

構造階数：鉄筋コンクリート造地下1階地上4階

敷地面積：3,974.39㎡（登記）

延べ面積：5,111.54㎡

解体時期：旧永田町小学校校舎については、予算及び工事に関する議決が得られた場合、最短で令和9年度中の解体工事着工を予定している。

5 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日（水）まで

なお、本業務は令和9年度も継続して実施する予定であり、当該年度の予算が議決され、かつ前年度の業務の履行状況が良好であると認められる場合には、業務実施状況等を勘案の上、令和9年度の契約を締結することができる。

6 履行場所

千代田区指定箇所

（旧永田町小学校 東京都千代田区永田町二丁目19番1号 ほか）

7 業務の実施体制

業務の実施に当たっては、主任担当者及び担当者を置くものとする。（主任担当者と担当者は兼務不可。）

8 業務内容

受託者は、本業務の目的を十分理解した上で、次に掲げる業務を一体的かつ相互に関連付けて実施するものとする。なお、各業務は各業務に係る具体的な数量、制作規模及び成果物の詳細については、受託者の企画提案を踏まえ、委託者と協議の上、決定するものとする。

(1) オーラルヒストリー映像制作業務

ア 企画・構成

プロポーザルでの提案内容を参考に委託者と協議の上、映像全体の構成、テーマや内容を決定する。なお、動画の内容については次のとおりとする。

〔動画の内容〕

- ・映像は、旧永田町小学校に関する当事者の記憶や体験を記録するとともに、必要に応じて当時の状況や背景が理解できる内容とすること。
- ・インタビュー動画は1動画あたり1名以上を対象に実施すること。

イ 映像制作準備

企画・構成に基づき、制作に必要な撮影等の映像・写真の調達や作成を行う。

〔委託者が行うこと〕

- ・インタビュー対象者（元教職員、卒業生、地域関係者等で3名程度を予定）の募集及び選定。インタビュー対象者は、令和8年7～8月頃に決定する予定である。

〔受託者が行うこと〕

- ・映像制作に必要な資料、写真、既存映像等の収集。なお、受託者は、委託者が所有する映像や画像の借用が必要な場合、委託者から提供を受けることができる。
- ・制作協力者及び委託者が管理する場所以外での撮影を予定している場合は撮影地への交渉・許認可。
- ・撮影、編集、納品後の利用を含め、肖像権及び著作権等に関する必要な権利処理。
- ・撮影地の使用料等撮影に必要な一切の費用負担。
(インタビュー対象者への謝礼、交通費は支払わない想定とする。)

ウ 撮影

- ・インタビュー撮影及び校舎内外、周辺環境等の記録映像の撮影を行うこと。
- ・撮影にあたっては、プライバシーや肖像権に十分な配慮をすること。
- ・撮影内容及び日程については、事前に委託者と調整し、承認を得ること。
- ・撮影には原則として委託者が同行するものとする。

エ 編集

- ・公開用映像及び記録保存を目的とした映像を制作する。
- ・制作本数等は以下のとおりとする。
公開用動画（1本あたり10分程度を想定） … 1人あたり1本
記録用動画（ノーカット版） … 1人あたり1本
- ・最終的な全面公開を前提とし、インタビューした内容のうち、即時公開可能な部分と一定期間を経て公開可能な部分を整理し、即時公開可能な部分を公開用、一定期間を経て公開可能な部分を含めた全編を記録用とする。一定期間非公開となる内容を含む場合、インタビュー対象者と非公開期間の秘密保持に関する契約を書面を取り交わすなどの対応をとること。
- ・音声については、内容を明瞭に伝達できる品質を確保し、必要に応じて整音等の処理を行うこと。
- ・公開用動画には、音楽（BGM）、テロップ、字幕、ナレーション等を適宜挿入し、視認性及び記録性に配慮した編集を行うこと。
- ・動画の完成までに、委託者に複数回、インタビュー対象者、制作協力者それぞれに1回以上の内容確認を受け、委託者の指示を受けて修正等を行う。

(2) 旧永田町小学校校舎等のデジタル化

ア 事前調整

校舎の撮影範囲、撮影手法及び成果品の仕様について、委託者と十分に協議すること。

イ 校舎内外のデジタル化

- ・校舎外観及び内部空間を対象として、3D撮影又は3D計測（スキャン及びポリゴンデータ化）を実施すること。なお、撮影又は計測の手法については、校舎の構造や空間の特性、将来的な活用を考慮し、委託者と協議の上、適切な方法を選定するものとする。
- ・校舎内部には物品等が保管されている場合があることから、事前に現地確認を行った上で、当該物品の移動の可否や、CG処理等による編集対応の可否について委託者と協議し、対応方法を決定するものとする。

ウ 卒業記念制作品等のデジタル化

- ・卒業記念制作品等について、委託者の指示に基づき、約18点のデジタル化を実施すること。
- ・平面資料については原則1カット以上、立体資料については原則として3カット以上撮影すること。

エ デジタルコンテンツ制作

- ・撮影又は計測したデータを基に、AR又はVR等の技術を組み合わせたデジタルコンテンツを制作すること。なお、当該コンテンツは、校舎の空間構成や意匠の特徴等を分かりやすく伝えることを目的とし、閲覧者が視点移動、回転、拡大・縮小等の操作を行える仕様を基本とするものとする。
- ・将来的な活用や拡張を考慮し、特定の機器や環境に過度に依存しない形式での制作に配慮すること。
- ・3Dデータの形式は、obj形式、stlといった保存用元データに加え、glTF、3D PDFといったWeb等での公開に適したデータを含めることとし、具体的な形式については委託者と協議の上決定すること。

(3) 関係資料のデジタルアーカイブ化

本業務の実施にあたって必要となる作業場所、機材、消耗品及び運送手段等については、受託者が用意するものとする。ただし、資料の性質等により現地作業が必要となる場合は、委託者と協議の上、対応方法を決定するものとする。

ア 資料の整理及びリスト化

委託者が保管する関係資料^(※)について、資料の内容、形状、数量及び保存状態等を確認し、体系的に整理を行うとともに、資料一覧表(リスト)を作成すること。また、整理及び確認作業に必要な範囲において、資料の一時的な移動又は運搬を行う場合は、委託者と協議の上、適切に実施するものとする。

なお、整理及びリスト化の方法や記載項目の詳細については、委託者と協議の上、決定するものとする。

※ 文書、写真等を中心に概ね4,000点程度が想定されるが、詳細は未整理であり、業務着手後の整理結果により増減する可能性がある。なお、関係資料は、日比谷図書文化館(東京都千代田区日比谷公園1-4)及び麴町小学校(東京都千代田区麴町2-8)にそれぞれ保管されている。

イ デジタルアーカイブ化作業

- ・上記アにより作成した資料一覧表を基に、委託者と協議の上、委託者が指定する資料（概ね10点）について、撮影又はスキャニング等の方法によりデジタルアーカイブ化を行うこと。
- ・デジタル化にあたっては、資料の形状及び保存状態に配慮し、原資料に負担をかけない方法により高解像度での撮影又はスキャニングを行うこと。

ウ メタデータの作成

- ・デジタルアーカイブ化した資料について、資料名、年代、内容概要等（特定可能なものに限る。）の基本的な情報を整理し、検索及び将来的な活用に資するメタデータを作成すること。
- ・メタデータの項目及び記載内容については、委託者と協議の上、決定するものとする。

エ データ整理・保存

デジタルアーカイブ化した資料及び作成したメタデータについて、ファイル形式、ファイル名規則及びフォルダ構成を統一し、検索性及び将来的な活用に配慮したデータ整理を行うこと。

9 スケジュール等

(1) スケジュールの目安

受託者決定後のスケジュールの目安は次のとおりとし、最終的には協議の上決定する。

令和8年6月下旬	契約締結
7月～	インタビュー対象者の選定（区において実施）
8月～	関係資料のリスト化、校舎外部撮影
11月～	主要資料のアーカイブ化
12月～	校舎内部撮影
令和9年3月～	コンテンツ公表

※ 上記スケジュールとは別に、区において卒業生等を対象とした旧永田町小学校校舎の見学会（時期未定）を開催する予定である。

(2) 令和9年度予定業務

令和9年度は、旧永田町小学校の解体工事に伴い、取り外される建物部材等について、その形状や意匠を将来にわたり継承するため、3Dスキャン等による記

録作成を重点的に実施するとともに、関係資料の追加的なデジタルアーカイブ化及びデジタルコンテンツの充実化に関する業務を予定している。

10 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、納品場所は千代田区政策経営部施設経営課とする。なお、成果品は、受託者において映像、画像、音楽等に係る肖像権や著作権処理を済ませたもので、著作権は原則として全て委託者に帰属するものとする。

- (1) 映像コンテンツデータ
 - (2) デジタルコンテンツデータ
 - (3) デジタルアーカイブ化した資料データ
 - (4) 資料一覧表及びメタデータ一覧
 - (5) 上記(1)～(4)を格納した外部記憶媒体(BD、HDD又はSSD)
- ・・・2部

11 検査

受託者は、本業務を完了したときは、速やかに委託者に報告するものとし、検査員による完了検査を受けるものとする。

12 支払方法

検査員による検査合格後、適正な請求書を受領した日から30日以内一括して支払うものとする。

13 再委託

本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、委託者が書面によりあらかじめ承諾したときは、その限りでない。
- (2) 再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

14 調査等

委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者はこれに従わなければならない。

15 著作権等の取扱いについて

本業務において取り扱う資料には、著作権その他の権利関係が未整理又は不明なものが含まれている。受託者は、業務の実施にあたり、著作権、著作隣接権、肖像権、プライバシー等の権利関係に十分配慮するとともに、公開又は利用に当たって課題が生じる資料については、区と協議の上、適切な対応方針を整理するものとする。また、成果物に著作隣接権が発生する場合には、区が当該成果物を円滑かつ継続的に利用できるよう、受託者は当該著作隣接権を行使しない旨を、契約条件等において明確化するものとする。

なお、権利処理が困難又は不可能な資料については、無理な権利処理を前提とせず、公開範囲の限定、非公開又は記録保存のみとする等、現実的かつ適切な対応を行うものとする。

16 その他業務の実施に係る留意事項

- (1) 受託者は委託者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 受託者は、業務実施によって知り得た秘密、個人情報、その他の情報を第三者に漏らしてはならない。また、情報の滅失及び毀損の防止、その他の個人情報保護のために必要な体制の整備及び措置を十分に講じること。個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）その他の法令等（本件業務において情報システムを使用する場合にあっては、千代田区情報セキュリティポリシーを含む。）及び別紙「個人情報保護に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (3) デジタルコンテンツの制作にあたっては、運用開始後に新たな利用料や保守費用等の継続的な費用負担が生じない、又は極力抑制できる構成とすることを基本とする。ただし、やむを得ず後年度に費用負担が生じる場合は、その内容及び概算について、企画提案時に明示するものとする。
- (4) 本業務により作成した成果品については、区ホームページ等を通じて公表・公開する場合があることを踏まえ、公開に支障が生じない形式及び内容となるよう配慮すること。なお、具体的な公表方法、時期及び範囲については、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (5) 本業務の正式な仕様内容については、本仕様書を参考として、契約締結時に委託者と受託者が協議した上、委託者の指示に従い決定するものとする。